

明治二十年前後における 大日本教育会の討議会に関する研究

白石 崇人
(2004年9月30日受理)

A study of the debate sessions in the Educational Society of Japan around 1887

Takato Shiraishi

This purpose of this study is to clarify the characteristic of the debate sessions in the Educational Society of Japan (Dainihon-kyouikukai) around 1887. The Educational Society of Japan was the only educational association on a national scale and a lot of intellectuals in the educational area joined. The debate sessions in 1886 formed the first research organization in the Educational Society of Japan.

Key words : The Educational Society of Japan (Dainihon-kyouikukai), Research on education, Meiji period

キーワード：大日本教育会、教育研究、明治

はじめに

本稿の目的は、明治20年前後における大日本教育会の討議会の特徴を明らかにすることである。

大日本教育会は、明治16(1883)年に結成され、明治29(1896)年に帝国教育会に再編された、全国規模の教育団体であった。同会には、各分野における著名な教育関係者が名を連ね、当時の日本教育を牽引する重要な人物が多く集まっていた。また、同会は結成当初から「我邦教育の普及改良及其上進を図ること」を目的とし、様々な事業を行った。明治22(1889)年12月には、主要な事業の一つとして教育研究活動を規定し、組織的に様々な研究活動を行った。

しかし、大日本教育会における研究活動は、明治22年12月から突然始まったのではない。明治19(1886)年4月の討議会がその初めである。この討議会について上沼八郎は、「時には討議を試みている」とし、「例えば『児童ニ錢を持タシムルノ利害』(明治十九年五月)などでは、討論の結果可否(六一対四で可)を問うている」とした¹⁾。しかし、同討議会の結論を示すのみで、初回の開催日時が違い、当日の討議過程及び他題による討議会も言及していない。

明治二十年前後に開かれた討議会は大日本教育会における組織的研究活動のさきがけであり、その討議方法・過程の解明は重要であるが、先行研究においてその検討は十分になされていないのが現状である。そこで本研究では、最初期の大日本教育会における組織的研究活動の特徴を明らかにするため、明治二十年前後に開かれた討議会の討議過程を分析する。

I. 大日本教育会における 討議会の成立

1. 討議会開催の準備

討議会は、有志者が一所に集まり、特定のテーマについて討議する会合である。討議会は、大日本教育会の前身団体では盛んに開催された²⁾。大日本教育会の結成にあたって制定された大日本教育会規則中にも、総集会・常集会において挙行する事項の一つとして「議題の討議」が示されていた(同規則26・27条)。

明治17(1884)年7月28日、議事規則を制定し、「討議をなすとき之を用ふ」とした³⁾。この議事規則によれば、「討議の議員は議長会員中より別に之を定むるものとす」(同規則2条)とあった。後の討議会筆記

を見ると、各議員には番号が付されたことがわかる⁴⁾。どのように番号を付したのかは不明であるが、議長（会長）の指名による議員によって討議会が組織される、という建前になっていたことがわかる。

議題決定の方法については、議事規則は何も語っていない。明治18(1885)年12月13日の常集会にて、日下部三之介幹事が「一月より討議を開くべきに付会員諸君中成るべく議題御送付ありたき旨」を報じており⁵⁾、常集会における論説題も当時は「会員中演説せんと欲する者は予め其演題を本会に出し、議長の承諾を受くべし」（大日本教育会規則28条）となっていた。議長は基本的に会長がなることになっていたから（同規則16条）、討議題は会員が各自提出し、会長が承認するという過程を踏んだと思われる。また、「討議をなすとき発言せんと欲する者は、先づ自己の番号を呼び、議長の承諾を得べし」（議事規則6条）とされ、一人づつ発言する形式をとった。また、「討議既に尽くせりと認むるときは議長は之が決を取るべし。其議決は多数を以て結了すと雖も、之を施行すると又本会の意見となすと否とは議長の採択に依るものとす」（同規則8条）とし、多数決をとりながらも、討議会における最終的な決定権は議長（会長）にあった。

大日本教育会は結成当初から討議会を開く準備はしていたが、なかなか開くことはできなかった。先に述べたように、初めて討議会を開いたのは明治19年4月のことであり、結成後二年以上経った後であった。

2. 討議会への期待

大日本教育会では、討議会の意義はどのように認識されていたのだろうか。清水直義は、「私は曾て或る地方の教育会に於きましたが、未其利害の定まらぬのは残念に思って居りました。然るに一地方でなくして斯く全国の教育家の集まりたる席に於て、此事の当否を議するのは甚だ悦ばしく存じます」と述べた⁶⁾。また、詳しくは後述するが、討議会が世間に注目されていることを意識して、決議後のことを論じる者もあった。すなわち、大日本教育会討議会の論議は、中央の権威的団体の意見として指導的な提言となることを期待されていたのである。

II. 討議会「児童に錢を持たしむる利害如何」

1. 第一回討議会における議論

明治19年4月11日、第三回総集会二日目において、ついに大日本教育会初の討議会が開かれた⁷⁾。当日の議題は「児童に錢を持たしむる利害如何」であり、出

題者は大東重善であった。出題のねらいは、平民社会で多く見られるとされる「児童に錢を持たしめ、児童をして自ら好む所のもの（菓子類）を購求せしむ」風習を甲、土族社会で多く見られるとされる「児童に錢を持たしむることを禁じ、父兄より予て買ひ置きたるもの（俗に鼻薬と云ふ）を遣はすの風習」を乙とし、「右甲乙二種の風習は教育上の利害に関し甲乙何れを取るべきや」というものであった。

(1) 第一回討議会における賛成者の論理

第一回討議会における同題の賛成者は、大東重善（小学校教員）、渡邊鼎、清水直義（小学校教員）、当舎八十吉（小学校教員）であった。

大東は、旧時代における土族と平民の金銭観の違いの原因を、自ら労働し衣食を得る必要があったかどうかに求めた⁸⁾。しかし、現在は「土族平民の名こそあれ孰れも労働して衣食しなければならぬ」時代であるため、経済精神（大東によれば「自分の力に依て衣食する精神」「金銭を貴重する精神」「貯蓄の念」など）を養成する必要があり、そのためには幼少の頃から錢を持たせることがよいとした。また、その持たせ方は「児童が親の言うことを能く聞いて大層能く遊んだ時とか、或は箇様なる善良の行が在たとかの場合に当たり、其要点要點の行を賞するため遣るので、又其児童が錢を遣う上に就ても十分父兄が管督しなければなるまいと考えます」とした。また、「外国にては学校の試験に能く出来た子供には金銭を賞与します」と外国の事例を紹介した。

渡邊鼎は金銭を持たせることに賛成を表し、二つの利益を述べた⁹⁾。一つは「児童の精神をして頗る活発にし、且宏大ならしむる」こととした。これは、児童の間に金銭を持つ者と持たぬ者が存在することで、「錢のない者の精神は卑屈になり」、「錢を持って居る児童の精神は大きく、持たぬものの精神は甚だ小さい」という状態に陥るためとした。もう一つの利益は、「貯蓄の精神を発達させる」こととした。また、児童に金銭を与えれば衛生上よくない物をやたらに買って食うという問題は、「父兄が児童に三度の食事を十分に与へたならば」起こることはないとした。

清水は、極端な金銭至上主義を唱え、金銭を貯蓄することを児童に知らしめる意義を示した¹⁰⁾。当舎は、単に数を教えただけでは六七才程度の児童は「記憶」しないが、金銭を持たせて食物を買いに行かせれば「知って来ます」として賛成した¹¹⁾。

(2) 第一回討議会における反対者の論理

第一回討議会における同題の反対者は、日下部三之

介（教育報知社主），渡邊嘉重（小学校教員），野村彦四郎（高等師範学校幹事・第一高等中学校長），古川良之助，であった。

日下部は、「錢を持たせるのは智識上より言へば宜いか知れませぬが、修身上から言つては害になります」と反対した¹²⁾。また、児童に対して「錢を持たせて勘定を能く知らしめ、且其遣ひ道も知らしめ、又錢を貯めることも考へさせなければなりません」としながら、これらはただ教えれば十分であり、錢を持たせる必要はないとした。さらに、児童はまだ「道徳智識」が不十分なため、「児童が錢の利用を知つて居るときは、自分の情欲を遂げんため大なる弊害を生じます」とした。そして、経済精神の養成には「金を貯めれば利益があると云ふことさへ教へれば十分」とした。

渡邊嘉重は、「金錢は快樂を求むる本源であつて、極賤しきものであります」とし、使うにしても与えるにしても「不良心」を起こすおそれがあるとした¹³⁾。野村は、児童が菓子を買う時に、衛生上の管理ができないとした¹⁴⁾。古川は、児童を監督できる親は実際には少ないと、市販の菓子は衛生上不適当なものが多いことを指摘した¹⁵⁾。ただし、経済の知識を六七才程度の児童にただ教えても理解できないとして反対論の論理に対しても批判した。

(3) 第一回討議会における討議の特徴

古川の発言の後、辻会長は「此問題は余程教育上に就て大切の関係を有し、且世間の教育家も大日本教育会にては此問題を孰れに決するならんと必らず注目して居ることと思ひますから、十分に審議を悉さなければなりません。然るに此だけの人数の中には尚ほ十分意見を陳べられない方もありませう。亦此より尚ほ熟慮して十分に利害得失を述べやうと思わるの方もありません。且本題は是非本日議決しなければならぬと云ふ必要も見ませぬから、本日は此までにて此会を中止し、或は次回又は其次回にても数回を重ねて審議討論し、以て敢然なる結果を得たいと思ひますから、諸君は此上熟考あらんことを切望致します」として、延会を宣言した¹⁶⁾。慎重な議論を期したのである。

第一回討議会における発言は、経験や信念に則るものがあったと同時に、單なる印象や想像に任せた意見の応酬になった場合も多く、問題は多かった。論点は、経済精神の養成に重きをおくか、道徳上・衛生上の管理に重きをおくかにより、賛否両論に分かれた。

2. 第二回討議会における議論

同題による第二回討議会は、翌月5月9日の常集会にて開かれた¹⁷⁾。最初に会長から、「大体は生徒に錢

を持たせるが善きか悪きかの大体さへ決れば此論題尽きるから、余り細き所へ涉らぬ様に願ひます。何れ持つが善と成れば其持たせる方法は他の問題でありますからして、大抵其範囲を極めて置かぬと限りがありませぬ」と注意を与えられ、議事が開始された。

(1) 第二回討議会における賛成者の論理

第二回討議会における同題の賛成者は、渡邊鼎、山本肇、大東重善、庵地保（東京府学務課長）、外一名であった。

渡邊鼎は前回の発言の補足として、児童に金錢を持たせれば、児童の思うままにほしい物と引き替えることができるとした¹⁸⁾。山本は、「元来我国の商業者の委靡して常に外国より劣る者は果して何から来たかと云へば、即ち人民に商業の精神が薄き處から如斯成たと謂はなければなりません」とし、児童に錢を持たせれば、「自分の欲する丈の物を買ふに就きて自分の智識を出し、從て錢を得る辛労も解する」とした¹⁹⁾。また、「商業の精神を小供の時から養成して、年を取れば益錢を運動させる方を能く熟練致します」とした。別の者は、後継者の養成のためにも金錢を持たせて金錢感覚を身につけることが重要だとした²⁰⁾。

大東は、今回の討議会のために自らの論を裏付ける準備をして参会した²¹⁾。大東は、前回において出された反対派の意見を逐一反論した後、児童に金錢を持たせることは「独立の精神を養う」利点があるとした。また、4月25日に大日本教育会から刊行された『教育家必携・駅逓局学校貯金法』を引用し、児童に貯金箱・小遣帳を持たせて貯金と簿記の習慣をつけさせることで西洋の習慣を紹介して賛成を求めた。

庵地は、「学校の教授は可成的世の中の事に結び付け、社会に在るの事は即ち学校で教へ、学校は世界を縮めたる様なるものとしなければならぬ」とし、「金錢の出納は人間苟も其業を営む時必ずある事にして、之を学校にて實物教授するには持たせるが宜し」とした²²⁾。つまり、学校教育の一環として金錢を持たせることで「眞実の殖利法」を理解させ、「能く積み能く散する」という意味の「節儉」の美德を身につけさせ利益があるのである。

(2) 第二回討議会における反対者の論理

第二回討議会における同題の反対者は、日下部三之介と外一名であった。

日下部は、賛成者は利点を過大評価し、欠点には言及しないと批判し、賛成者の論を逐一反論した²³⁾。日下部は、前回同様児童の「智識良心」の不完全性を起點として賛成論を批判した。山本の論に対しても、外

国と対抗できる商人を養成するには、少額の錢勘定の能力を養うよりも、「万事の駆引や、日本に出来る生産物、海外の人情風俗を調べ、物価を運転する仕方が上手になる様に養わなければ」ならないとした。

別の者は、「総て實物を運転するには先其使用方を教へなければならぬ」とし、「未だ使用法も知らざる小供に万物の媒介物たる錢を持たせれば、如何なる害を生ずるも知るべからず」とし、まず使用法を教えることが先決とした²⁴⁾。また、「小供は善き方には登り難けれ共、悪き方には直きに傾き易し」とし、児童に金錢を持たせると「小供に悪き習欲を生ずる」とした。さらに、「学校で勉強して総ての学科を修めろとか、斯くすれば錢は得らるるものであると其根本を教へて往けば宜し」とし、「私は錢を与へぬ方が却て独立の精神を養うと思ひます」とした。

(3) 第二回討議会における討議の特徴

同題による第二回討議会では、前回の討議をふまえた意見が多かった。特に発題者の大東は、自らの主張の正当性を補強するために従前の準備を行い、外国の事例を示す資料を持ち込んで討議会に臨んだ。庵地は實物教授の観点から、学校教育の課程として金錢を持たせることを提案し、討議内容を発展させようとした。なお、反対派の論理は、子どもの知識・道徳心の未発達を起点とする方向に定まってきた。

3. 第三回討議会における議論

第三回討議会は、流行病などにより延会となり、10月まで開かれなかった。同年10月10日、ようやく第三回討議会が開かれた²⁵⁾。辻新次議長は、最初に今回でこの議題を決定したいと述べ、議事を開始した。

(1) 第三回討議会における賛成者の論理

第三回討議会における同題の賛成者は、久保田鼎（文部省属）、清水直義、並河尚鑑（学習院教授）、色川園士（華族女学校教授）、梅沢親行（小学校教員）、庵地保、大東重善、竹井新太郎であった。

久保田は、前回までの賛否両論を整理し、「十分父兄が監督するとのことなれば」賛成するとし、本題の上に「父兄管理して」の六字を加えることを提案した²⁶⁾。これによって、賛否両者とも歩みよれる内容になり、実施上にも父兄に注意を与えることになるとした。

清水は、反対論者の意見は「杞憂にて利害を比較せざる議論」とした²⁷⁾。また、児童に金錢を持たせる際に父兄の管理を入れるかどうかは、この論議が決まってから後に決めることだとした。また、「児童と云う文字があれば是非父兄が管理するのであります」と

し、「父兄管理して」の六字を入れることには反対した。ただし、これには久保田が「児童と云ふ字に管理と云ふことの含んで居ると云ふのは漠然たることにて、何の証拠のなき話である」と反論した²⁸⁾。また久保田は、この議論は世間に非常に注目されているため、「世間の父兄の方向を定めしむるの覚悟を持って議決しなければなりませぬ」とし、誤解のないよう、はつきりと「父兄管理して」の一言が必要だとした。

並河は、反対意見の反論を含めて、三つの観点から賛成を示した²⁹⁾。すなわち、第一は「児童に錢を持たしむるを嫌厭するは我国古来間違ひの風習なる事」、第二は「児童の心を野卑ならしむるは錢を持たしむる為に非ずして、教育の宜しからざるにある事」、第三は「児童に錢を持たしめざるときは不具の人を造り出す事」とした。児童に金錢を持たせることは、これら三つの問題を解決するとした。

色川は、父兄の管理をつけることに賛成した³⁰⁾。また、「錢を持たせ学校貯蓄法を執行し、貯蓄の心を養成するなれば賛成」とした。梅沢は、今後外国人との交流が盛んになることを考えれば、「外国の小学校にては皆な子どもに錢を持たせて教育して居り、然るに日本では是を持たせぬときは彼の為に躊躇せられて愈々我国の不利益となり、文明に進むことも六ヶ敷からうと思ひます」とした³¹⁾。庵地は改めて賛意を示し、本会で決したことに対する理由を付して公にするように求めた³²⁾。

大東は、「此事（討議題の主旨：註白石）は二三の新聞にも載りて居りまして世間の人も目を注ぐ様であります、趣意を誤解したのが往々あります。其中一つ報知新聞に私の述べ様とする主意と恰も符号したるものがありますから一応之を朗説して弁明に換へやうと思ひます」とし、新聞記事を引用して自らの主意を明らかにした³³⁾。同記事は、同題の討議が決着しない要因を論じた。すなわち、第一に、発題者の意図は士族社会の金錢を卑しむ風俗を修正し、かつ金錢を尊ぶ平民社会の風俗を教育上の点より修正するものであるにもかかわらず、反対論者が誤解して別の論点で反対していること。第二に、金錢は児童に必要なものであるにもかかわらず、反対論者がそれを認めていないこと。大東は、以上の意見を「私の説明せんとする処と同じであります」とした。

(2) 第三回討議会における反対者の論理

第三回討議会における同題の反対者は、戸倉廣胖（小学校教員）、菱川太郎、神津専三郎（音楽取調掛主幹）であった。

戸倉は、管理が行き届くのであれば賛成であるが、

児童全員に実施するのは現実的ではないとして反対した³⁴⁾。菱川は、今回東北地方に出張中で不参加であった日下部からの手紙を朗読した³⁵⁾。その内容は前回までの主旨を越えるものではなかったが、「斯く地方到る処教育実地家説く所は實に吾党否定論者を賛成せり」と付記した。ただしこれについては、色川曰く、「私も同じく奥羽地方に居りましたが、地方では一人か二人かさう云ふ事を主張する者があれば大層に書き立てます」として、あまり惑わされないようにと注意した³⁶⁾。神津は、児童に金銭を持たせたら「直にくだらなき物を買ふであります」とし、また「勤儉とか貯蓄とかいふことは、自分の生計に困て、或は人力を曳き或は病みて薬を買う錢がなしと云ふ様に貧苦を経ざる内は感ぜざることで、児童が父兄に掛て居る内は決して勤儉貯蓄の思想は起りませぬ」とした³⁷⁾。

(3) 第三回討議会における討議の特徴

結局この討議会で、児童に金銭を持たせるか否かで決議をとり、可61名対否4名にて持たせることに決定した。今回の討議会では、議論を整理したり、まとめようと動いた議員が多かった。なお、久保田は文部省属官であったが、清水のように真っ向から批判する者もいた。議員たちは真剣に問題について討議しており、相手の肩書きで持論をひっこめるようなことはなかったようである。

4. 同題による議論の全体的特徴と影響

同題による討議会における議論の特徴は、以下の通りである。児童に金銭を持たせることに賛成の者たちは、経済的精神の養成を主張した。それに対し、反対者は道徳的観点から反対を主張していた。賛成派の主張は、社会生活への実用的観点から主張されていた。教育上重視すべきものは実用かと道徳かという衝突がこの討議会で見られたわけだが、道徳主義の教育は満場を説得できるような論理を持っていなかった。結局この討議会では、児童に金銭を持たせることを可とした。実用的思想の養成を重視したのである。

同題による第三回討議会にて、久保田鼎は「此問題が出てから、新聞にも雑誌にも色々の論を載せ、且つ世間にも大いに此事に注意して居ります」と述べた³⁸⁾。大日本教育会の機関誌『大日本教育会雑誌』には、児童に金銭を持たせるテーマで以下の9本の論説が掲載されている。すなわち、マイエット、莊資親（以上二名35号）、黒沢著通、菱川太郎、戸倉廣胖、志賀二郎、清水直義（以上五名40号）、前島密、田中惟寅（以上二名43号）の論説が掲載された。先述のように、大東によると各雑誌・新聞に掲載されたというが、『時

事新報』や『郵便報知新聞』では第三回討議会の景況が報じられた³⁹⁾。また、明治18年5月大日本教育会常集会におけるマイエットの講演録である『教育家必携・駅通局学校貯金法』などで紹介され、この討議会でも同題を発展させて論じられた学校貯金法は、討議会後、容認するところが現れた。同討議会の影響とは言い切れないが、明治19年11月5日、千葉県望陀・周准・天羽三郡教育諮詢会（同郡長・重城保議長）において、「各小学校生徒の勤儉と勉強との気象を養成する」目的で「学校貯金方法」が議決されている⁴⁰⁾。

III. 討議会「小学に於て男女共学の可否」

1. 第一回討議会における議論

明治19年12月12日、本会常集会にて、早速次の題「小学に於て男女共学の可否」（発題者：庵地保）について討議会が開かれた⁴¹⁾。発題者の庵地は同題について、「今の小学校などで女子計りに教授する裁縫とか、又男子計りに教授する体操などまでも一処に教授しやうと云ふのではありませんね」として、「即ち読書算術地理等の学科を男女とも同一の場所にて一処に教授するの利害得失に付て諸君の御考案を承りたく思ひます」とした。そして、同題は日本でも外国でも定まっていないとした。また、「発題者が之を可と言へば人或は殊更に非と言ひ、又之を非と言へば或は可とする人があります」として、あえて自分の意見は述べないとした。さらに、「諸君は追々西洋の例を引て種々御討論になることあります、日本の現時の教育の有様に付て討論して可非を御述べになるやうに臨みます。日本の男女の有様は如何なるものであるか、又欧米に比較して如何なる有様であると云ふことを細に御考案の上可非の御發論を承りたしと思ひます」とし、外国情報を用いる場合は日本の現状を念頭において発言するように、と注意した。

なお、日下部から、前回の討議は「初の説明が余程曖昧であります、大層途中で混雑した様であります」とし、この討議は「道理上から決定しやうと云ふか、或は実際之を行はんが為に可否を求めらるるか」と質問した⁴²⁾。庵地はこれに対して、「私が之を提出した主意は理屈にも良し、又實際にも良しと云ふ事に就て可否を決して貰ひたく思ひます」と応えた⁴³⁾。

(1) 第一回討議会における賛成者の論理

第一回討議会における同題の賛成者は、戸倉廣胖、玉江大蔵であった。

戸倉は、自分は男女共学をしっかり研究したことは

ないとしながら、実際上の観点から意見を述べた。「生徒が八十人とか百人とかあれば男女を二つに分けて差支りませぬが、僅か五六名以下の生徒を二つに分けては教授も等閑になり、場所にも不都合が出来、自然人費にも関係があります」とし、「今の有様で男女の教授を同一にして不都合が無しと云ふことを実験して居りますから」同題には賛成とした⁴⁴⁾。玉江は、尋常科と高等科では状況が違うが、「小学科は男も女も共学して男女の差別はなしと思ひます」とした⁴⁵⁾。

(2) 第一回討議会における反対者の論理

第一回討議会における同題の反対者は日下部三之介、岡田喜作であった。

日下部は、男女共学は非だとした⁴⁶⁾。まずアメリカ・イギリス・フランスの男女共学の状況を紹介し、各国では賛否両論が存在し、特に奨励するのはアメリカのみだとした。次に、日本の状況に立ち戻り、「男と云ふ者は男に適する天稟の性質あり。又女子には女子に必要な気質と云ふものを天より付与されて居るに違ひはありませぬ」として男女の特性が生得的に違っていることを主張した。そのため、「陰陽合して平和を得ると同じで、男女が合して調和を得るのでありますから、男子は男子、女子は女子として其特性を暢発しなければなりません」とし、男女別々の教育方法が必要なことを示した。また、西洋の学者・論者でも中国の書物でも「全体男子は外に在りまして外部に属した働きを為すべきものに適當し、女子は内部に在て内を治むるに適當のものでありまして、男女は内外に別れて居る」と唱えているとし、「外部に向て要する知識と内部に向て要する知識の種類が違なければならぬと云ふのは道理に於て免れざること」として男女別々の教育内容が必要なことを主張した。なお、女子の特性については、元来家内の管理や子どもの養育を行う役割を持ち、「性理上から論じても女子は知識の不完全なるもの」であり、男子が剛勇の性質を持つに對して優美的性質を持つとした。最後に日本の実情に視点を移し、家庭では「女子と云ふ者は今日余程低度なる教育の結果を望み、男子の方は高き方を望で居りまして、其差は大変な者であります故に、男女を一所にすれば不都合の感じを起して、共学をするから女子の就学が少くなりしと云ふ結果を見る」として、「男尊女卑の有様」の強い日本の実情に男女共学は適合しないとした。また、「西洋の如くに婚姻の法が定まり、宗教と云ふ者がありまして人倫を維持し、人をして惡を為さしめずと云う様になれば宜きが、日本の今日の有様では到底それを望むことは出来ませぬ」とも述べた。

岡田は、男女の体質・氣質の相違を論じた⁴⁷⁾。また、現状では女子の就学率が低いので男女別学は非経済的なのは確かだが、「男は男に女は女に各適する教科及方法を設くるに因り、女の就学出席も多くなるべく、隨て経済上にも得益あるに至らん」とし、女子に適する教育をすることで就学率も上昇するとした。

(3) 第一回討議会における討議の特徴

今回、発題者の庵地が、日本の実情を前提として外国教育情報を利用するようにと、外国教育情報の利用法を指定したのは、この討議会の注目すべき特徴であった。また、前回の討議会の失敗をふまえた日下部の質問によって、理論上・実際上の視点から論じるという討議方法が明確にされた。賛成派は実施上の問題解決などの観点から賛成し、反対派は男女の生得的特性の違いから反対した。

2. 第二回討議会における討議

明治20(1887)年2月13日、本会常集会において、同題による第二回討議会が行われた⁴⁸⁾。

(1) 第二回討議会における賛成者の論理

第二回討議会における賛成者は、今井市三郎（小学校教員）、竹尾住清（東京府属官）、戸倉廣勝、梅沢親行、久保田鼎、奥井簡蔵であった。

今井は、「男女は相助け相俟て社会を経理する者であります」とし、「故に初め之を教育するにも其精神を持って男と女の関係を密着させて、然して今日の知育なり德育なり体育なりを施して行く方が男女の本性に適ひます」とした⁴⁹⁾。さらに、己の実践経験をふまして、「男は男、女は女と分けますと、或は剛、或は柔のみに偏して、其剛なる活発は誤りて乱暴に流れ、其柔は誤りて柔弱に流れ、一方に傾くの弊害を生じます」とし、「實際男女を混合して教へた法が利益があります」とした⁵⁰⁾。戸倉は、「体格の構造の変て居る男女が和合して行かなければ、遂には弊害が生ずる」とし、「男女ともに後には夫婦にならなければなりません故、決して其到着すべき目的は違ふものではなりません」として、男女別学の論理を批判した⁵¹⁾。久保田は、「剛柔中和と云ふ点」について特に論じた⁵²⁾。男女交際の不都合は幼少から別にするために生じる弊害であり、小学校での共学は「剛柔中和を得るの大方便たることと思ひます」とした。

竹尾は、「社会は是れから先き男子は男子、女子は女子計りで団結して居て宜しと云ふ事は出来ませぬ」とし、「故に小さき時から大きくなる時迄一処にして置かねばなりません」とした⁵³⁾。梅沢は、教育の目的

は「後來社会に出て運動する者を造ることとした⁵⁴⁾。また、旧来の男尊女卑の習慣を改める必要があるとし、「男女共に同じ学科を履行すれば男子は女の上に必らず出ると云ふことの保証は出来ませぬ。其時に至て男女は同じ権利を生じて来るに相違ありませぬ」とした。奥井は、「男女同権が宜しければ共学は無論宜しきのであります」とした⁵⁵⁾。

(2) 第一回討議会における反対者の論理

第二回討議会における反対者は、清水直義、日下部三之介、金子近義、並河尚鑑、岡田愛作であった。

清水は、教育の目的を人間そのものの目的に達することと認識し、男女はそれぞれ人間としての目的が違うため、男女別々に教育するのがよいとした⁵⁶⁾。また、男女は知識・体格が違うために、共学は女子を「萎縮卑屈ならしむ」とした。岡田は、小学校で年齢の違う児童を同時に教授した経験を述べ、「体质異なる男女をして共学せしめたならば、女は男と共に進むことの出来ざるのみならず、苦労に堪へ兼て身体の害にもなりましやう」とした⁵⁷⁾。

日下部は、日本も外国も現状は男尊女卑の傾向が依然として存在し、女尊男卑などはありえないとして、「総べて男は外事を取扱ひ、女は内を治めて世の中が丸く治まるのであります」とした⁵⁸⁾。また、「何となれば男と女と処世の目的が違ひ、又其性質が違ておりますから、之を各自に開発して良き人間を造らなければなりません」とし、「男は男で之を教育して其目的を達し、女は女で之を教育して其目的を達し、而して後に一所にすれば、陰陽ぴったりと合して世の中は能くになると云ふのであります」とした。また、「女は小供の内智慧の発達が早く、男は遅し」ことは確かだが、「然るに十歳以上になれば男の法が智慧が先に進んで女の方は遅くなります」とし、一緒に教育することはできないとした。

並河は、「私も実際教場に在て教授上の経験がありますが、学科に就て見れば修身の学課を一処にして話を聞かせ、或は孝子の善行を話すに当り、男子と女子と大層の違がありません」とした⁵⁹⁾。また、男女間の文体・風俗の違いを指摘し、これは「社会が進歩するに従ひ男女別になりたるのであります」とし、守るべきものとした。さらに、「小学校に於て男の生徒を女の生徒と一所の教場に於て、剛柔中和を得るなどと云ふ事は出来ようか出来ざるか」と問題提起し、実際の経験上男子と女子が交流し互いの性質が影響することはないとした⁶⁰⁾。

(3) 第二回討議会における討議の特徴

第一回に比べ、第二回討議会における討議では、双方の論理の焦点がしばられてきたことがわかる。賛成派は男女の性質の違いを認めながらも、互いに中和することを求めていた。反対派は、男女の性質の違いを絶対的に捉えて教育の目的・方法・内容は違うとし、男女を同一同時に教授する共学には反対とした。

3. 第三回討議会以降について

同題による第三回討議会は、明治20年4月10日、第四回総集会二日目において開催された⁶¹⁾。第三回討議会での賛成者は大東重善、小池民次、木寺安敦、山本肇、亀井章三であり、反対者は清水直義、日下部三之介であった。最終的に、辻会長は次回へ延長することとした。第四回討議会は何度か常集会の日程に上がっていたが⁶²⁾、実施された形跡はない。そのうちに、明治20年11月に大日本教育会組織の大幅な改革が行われ、決議を見ないまま同題の討議は立ち消えになったようである。なお、第三回の討議筆記は機関誌に掲載されず、現在参照することはできない。

4. 同題による議論の全体的特徴と影響

同題による討議会における議論の全体的特徴は、以下の通りである。小学校における男女共学を可とする者は、今後の社会における男女交際の重要性を認め、男女交際の習慣を養成することと、男女の特性の和合を目的として賛成した。男女共学を不可とする者は、男女の社会的役割の相違の重要性を認め、男尊女卑の現状を特に問題とせず、異なる男女の特性を異のままに教育することを望んだ。可も不可もどちらも社会的実用を目的として共学を論じたが、男女の社会的役割をどう捉えるかによって論が分かれたのである。

男女共学の問題は容易に結論が出るものではなく、結局結論がでないままとなった。しかし、前回の討議会「児童に錢を持たしむる如何」と同様、男女共学に関する議論を活発化させたことは確かである。『大日本教育会雑誌』には、生駒恭人(49号)、鹿又松内、亀井章三、今井藤一郎(以上三名60号)、内藤虎次郎、岡田愛作(以上二名62号)の論説が掲載された。

おわりに

以上、明治19年・20年に大日本教育会で開催された討議会の状況を分析した。討議内容についての特徴は先に示した通りなので、ここでは組織的研究活動としての特徴を以下に三つ挙げる。

第一に、大日本教育会討議会には、様々な考え方を

持った人物が参加し、発言したことである。明治22年の『教育時論』において高田義尹という人物が、「主義相異なるものあるは、他山の石なり。却て益相磨励する利益あるべし」とし、内容の研鑽のためには、異主義の人々が集まって論及する必要性を述べた⁶³⁾。この意味では、同会議は内容研鑽のための重要な要素を有していたのである。実際、大東重善のように毎回新資料を持ち込んできたのは、彼が反対派を説得して賛成者を増やそうとした努力の証であった。また、反対者の論理がずれていることを指摘する過程において、回を重ねるごとに大東の意図が明確になった。

第二に、討議会では様々な人物が発言したが、小学校教員の発言が比較的多いことである。大日本教育会における組織的研究活動には、小学校教員が多く参加していたのである。また、討議題も小学校段階に焦点をあてたテーマが選ばれた。

第三に、専門的な議論とは言い難い議論が多かったことである。議論に参加していた人物たちが何らかの形で教育に関係する者たちばかりであったとしても、その場の印象や想像に任せた意見を発言する者が少なくなく、非常な偏見に満ちた発言をする者もあった。もちろん、このような発言もまったく意味がないわけではない。明治二十年前後の討議会では「可否」を問うただけであるので、この場合は特に問題はなかったが、もっと複雑で高度な研究を行うとなると話は違う。大日本教育会が中央教育会として権威ある団体として教育普及・改良の先導者であるためには、討議の質を向上させることが課題となっただろう。

明治20年11月、規則改正により議事を担当する常設の役職として、「議員」(定員200名)が新設された。議員の設置は明治20年4月の森有礼文相による組織改革の提議が発端といわれている⁶⁴⁾。しかし、比較的自由に会員が議事に参加した従来の形式を取りやめ、200名の議員に限定したことは、従来の討議会の実情にも原因があったのではないか。以後の大日本教育会において、どのような組織的研究活動が展開されたのか、これを明らかにするのは後の課題としたい。

【註】

- 1) 上沼八郎「『大日本教育会雑誌』解説」、帝国教育復刻版刊行委員会編『帝国教育』総目次・解説、雄松堂出版、1990年、16頁。
- 2) 拙稿「東京教育会の活動実態」、地方教育史学会編『地方教育史研究』2004年、47~68頁。拙稿「東京教育学会の研究」、中国四国教育学会編『教育学研究紀要』、2003年、50~55頁参照。

- 3) 「議事規則」『大日本教育会雑誌』10号、大日本教育会、1884年8月、124~125頁参照。
- 4) 例えば、「第三総集会」『大日本教育会雑誌』31号、1886年5月、101~128頁参照。
- 5) 「常集会」『大日本教育会雑誌』26号、1885年12月、151頁参照。ただし、一月から始まつてはいない。
- 6) 「第三総集会」『大日本教育会雑誌』31号、109頁。
- 7) 「第三総集会」『大日本教育会雑誌』31号、101~128頁参照。
- 8) 同上、102~104頁参照。
- 9) 同上、107~109頁参照。
- 10) 同上、109~110頁参照。
- 11) 同上、125~126頁参照。
- 12) 同上、113~120頁参照。
- 13) 同上、120~121頁参照。
- 14) 同上、122~125頁参照。
- 15) 同上、126~127頁参照。
- 16) 同上、128頁参照。
- 17) 「討論筆記」『大日本教育会雑誌』34号、1886年6月30日、58~82頁参照。
- 18) 同上、59~60頁参照。
- 19) 同上、60~61頁参照。
- 20) 同上、61~63頁参照。発言者名は不明。
- 21) 同上、63~69頁参照。
- 22) 同上、76~79頁参照。
- 23) 同上、69~76頁参照。発言者名は不明。
- 24) 同上、79~81頁参照。
- 25) 「討議会筆記」『大日本教育会雑誌』44号、1886年11月30日、73~115頁参照。
- 26) 同上、74~76頁参照。
- 27) 同上、79~81頁参照。
- 28) 同上、85~87頁参照。
- 29) 同上、81~85頁参照。
- 30) 同上、87~88頁参照。
- 31) 同上、90~91頁参照。
- 32) 同上、92~94頁参照。
- 33) 同上、96~104頁参照。
- 34) 同上、76~79頁参照。
- 35) 同上、94~96頁参照。
- 36) 同上、104~105頁参照。
- 37) 同上、105頁参照。
- 38) 同上、86~87頁参照。
- 39) 「大日本教育会」『時事新報』、1886年10月14日、5頁参照。「日本教育会の議決」『郵便報知新聞』、1886年10月12日、2頁。
- 40) 「教育諮詢会」『大日本教育会雑誌』44号、1886年11月30日、53~56頁参照。

明治二十年前後における大日本教育会の討議会に関する研究

- 41) 「十九年十二月常集会に於ての討議筆記」『大日本教育会雑誌』49号, 1887年2月16日, 46~59頁参照。
- 42) 同上, 48~49頁参照。
- 43) 同上, 49頁参照。
- 44) 同上, 48頁参照。
- 45) 同上, 50~51頁参照。
- 46) 同上, 51~57頁参照。
- 47) 同上, 57~59頁参照。
- 48) 「討議筆記」『大日本教育会雑誌』54号, 1887年4月30日, 149~163頁参照。
- 49) 同上, 149頁参照。
- 50) 同上, 149頁参照。
- 51) 同上, 154頁参照。
- 52) 同上, 160~161頁参照。
- 53) 同上, 153頁参照。
- 54) 同上, 154~155頁参照。
- 55) 同上, 161頁参照。
- 56) 同上, 150~152頁参照。
- 57) 同上, 162頁参照。
- 58) 同上, 155~157頁参照。
- 59) 同上, 158~159頁参照。
- 60) 同上, 161頁参照。
- 61) 「第四回総集会」『大日本教育会雑誌』53号, 1887年4月17日, 110頁参照。
- 62) 例えば、「六月常集会」『大日本教育会雑誌』56号, 1887年5月31日, 裏表紙。および「七月常集会」『大日本教育会雑誌』57号, 1887年6月30日, 裏表紙参照。
- 63) 高田義尹「教育会の主義綱領を定むる可否に対する管見」『教育時論』144号, 開発社, 1889年4月15日, 15~16頁。
- 64) 帝国教育会編『帝国教育会五十年史』, 帝国教育会, 1933年, 25~26頁参照。

(主任指導教員 佐藤尚子)